

第5回 函館市市民後見推進検討委員会 会議録

- 開催日時 平成27年1月27日（火） 18:30～
- 開催場所 函館市総合保健センター2階 健康教育室
- 議事
 - (1) 函館市における市民後見の推進に係る検討報告（案）について
 - (2) 事前説明会の開催状況について
 - (3) 市民後見人養成研修について
 - (4) 今後のスケジュールについて
 - (5) その他

○ 出席者

委員	岩崎清委員長，平井喜一副委員長，小長井朗委員，長谷山哲平委員，所輝美委員，河村吉造委員，鈴木崇宏委員，阿知波健一委員，多田祖三委員，安司悠子委員，金成恵美子委員（計11名）	
オブザーバー	岡 正美（函館家庭裁判所訟廷管理官）	
報道関係	函館新聞社	
事務局	成澤 俊也	保健福祉部高齢福祉課長
	鍋島 康文	保健福祉部障がい保健福祉課課長
	天羽 悦子	保健福祉部参事（3級）
	谷 孝嗣	保健福祉部亀田福祉課長
	黒田 育生	保健福祉部高齢福祉課主査（介護予防・認知症担当）
	塚本 哲路	保健福祉部高齢福祉課主査（高齢者・介護総合相談窓口）
	井戸 浩嗣	保健福祉部障がい保健福祉課主査（相談支援担当）
	田邊 淳	保健福祉部障がい保健福祉課主査（精神保健担当）
	岩島 貴寿	保健福祉部障がい保健福祉課主査（精神保健担当）
	加藤 貴子	保健福祉部亀田福祉課主査（相談窓口）
	手塚 加津子	保健福祉部高齢福祉課（介護予防・認知症担当）
	松本 英里	保健福祉部高齢福祉課（介護予防・認知症担当）
	棚上 大輔	保健福祉部高齢福祉課（高齢者・介護総合相談窓口）
	代嶋 亜耶乃	保健福祉部障がい保健福祉課（相談支援担当）
	井川 智子	保健福祉部亀田福祉課（相談窓口）

○ 議 事

- 1 開会（黒田主査）

2 挨拶 岩崎委員長挨拶

3 議事

(1) 函館市における市民後見の推進に係る検討報告（案）について

(成澤課長) (別資料のとおり説明)

(平井副委員長)

・現時点では、報酬については両論併記ということで、研修では、報酬は出るか出ないかはわからない、と説明するのか。実際報酬をどうするのかについては、これ以降に立ち上がる運営協議会で検討するという事で理解していいか。

(成澤課長)

・検討報告については、このような形でまとめさせてもらう。また、後見報酬についての申立は妨げない、報酬の請求をすることは可能ですと事前説明会では話している。

(平井副委員長)

・そのような話であれば、家裁が却下したら困るわけですから、家裁と綿密な協議をした上で結論を出さないといけない、と考えていたのだが。

(成澤課長)

・前回の会議の時にも後見報酬の話が出たが、本当にボランティアとして無報酬で市民後見人になりたいという人はどうなんでしょうか、という意見もあった。その場合に本人の意思で後見報酬を請求しないということであれば、それはそれで無償のボランティアとして活動することができる、と説明した。決して報酬の申立を最初から妨げるのではなくて両方それぞれの道を残しながら説明をした。

・これは家裁の決定でもなんでもないので、前回の会議の後に家裁に出向いて内容を岡訟廷管理官にも報告している。

(平井副委員長)

・家裁と事実上の話ができていたのであればそれでいい。

(岡オブザーバー)

・裁判所と取り決めがあるのではないが、一般的な話として、基本的に報酬というのは、被後見人の財産から支払われる、そのためには裁判所に報酬付与の申立をしてもらう。基本的には後見人として職務を行えば支払うということになるが、要は本人の財産から支払うという前提になるので、どのくらい財産があるのかに係ってくるという問題がある。

・ここでいう報酬が被後見人が支払うものか、あるいは行政的な手当から支払う報酬なのかはわからないが、法的な手続に乗っ取ってということであれば、そのような問題があるので、払えないという事案もあるのかと思う。

・経費については、後見事務費ということで報酬とは別に使うことは可能である。それはまた、月々の収支がプラスになる人でないとそれがでてこないという問題があるので、今後市民後見人の方がつく事案というのは、金銭的には厳しい場合が多くなるのではと

個人的に思う。よって報酬が付与されたとしても、それほど実務労働に見合ったものというの難しいのかなと思っている。これは今後の話になるので個人的な感想である。

(成澤課長)

・私どもも報酬付与の申立は妨げないということで、では実際報酬はどれくらい支払われるのかということはケースバイケースですから、今後市民後見人へのフォローアップ研修等でも説明をして考えていくことにする。

(岡オブザーバー)

・2点ほど意見がある。報酬付与を妨げないというのは後見人の権利なのでいいが、妨げないイコール必ず支払われる、という約束は家裁ではできない。事案によって払うお金がないという人が中にはいるものですから。そういった場合は、行政的な助成でカバーしていかなければならないという事案もあることを理解していただきたい。

・実施機関の設置については、家裁としても市民後見人を個人として選任するというバックアップ体制あるいはサポートしていく運営体制があった方がいいと思う。

選任の形態はいろいろあるが、やはり後見人が困ったときにバックアップしてくれる母体がしっかりしていると、裁判所も任せることができるのかなという気がする。

(成澤課長)

・まず報酬の件、報酬付与の申立を妨げないということなので、実際に家裁の指示に従うようにと説明していきたい。また、市に成年後見制度利用支援事業があつて、生活保護受給者や準ずる者に対して申立費用の助成や後見報酬の助成をする制度がある。この事業も必要に応じて見直しをしながら、市民後見人の方にも対応していけるような制度にしたいと考えている。

・後見実施機関については、市が責任を持って運営するよう意見があるので、今後なるべく早く、予算確保しながら実施機関を立ち上げていきたいと考えている。

(河村委員)

・検討報告書の8ページについての運営日・時間は、社協の運営時間と同様との記載があるが、市民後見人の方が土曜、日曜の方が相談しやすい場合であっても、社協の運営日にあわせるのかということを検討して欲しい。

(成澤課長)

・報告書では、後見実施機関として社協を想定したうえでまとめている。運営日、時間については社協の運営日にあわせて設定しているが、この委員会の中でもっと弾力的な運用がいいとなれば、そのような形で報告書をまとめるのがよろしいかと思う。

(阿知波委員)

・今、河村委員と事務局から御意見があつたが、案という形で、社協もここに書かれているとおりに思っている。また、事務局から話があつたとおり、実施機関として行政や関係機関の協力をいただきながら、予算確保もしながら進めていければと考えている。ここでいう踏み込んだ形の運営時間等については、今後いろんなことが想定されるので、幅のあるなかで案という形で考えていた。

(平井副委員長)

・そういうことであれば、案という段階だし、運営日という所に「原則として」ということを一言入れて、委託先として想定している運営日と同様にしますとして、運営日と運営時間の2行を削って、本文に「原則として」と入れれば、あとは実際の運用の中で随時変更の方が融通がきいていいのかなと思う。

(岩崎委員長)

・このようにきちっとしないで、むしろ柔軟に対応できる文言にした方がいいという意見だが、いかがか。
・案と言うことだが、今日の検討結果において報告(案)の(案)がとれることになり、報告と言うことになるのですね。その辺について事務局から何かあるか。

(成澤課長)

・今の意見を踏まえて、運営日、運営時間を削除して原則として社協の運営日と同様とするが、そのあたりは弾力的、柔軟にとの文言にしていく。

(2) 事前説明会の開催状況について

(成澤課長) (別資料のとおり説明)

(平井副委員長)

・事前説明会の参加者から何か質問は出たか。

(成澤課長)

・七飯町民から、七飯町の後見実施機関に関する質問はあったがその程度である。

(3) 市民後見人養成研修について

(成澤課長) (別紙募集要綱のとおり説明)

(長谷山委員)

・27年度のフォロー研修の中で年金や税金という話がでたが、包括支援センターや居宅連協のケアマネは認知症の高齢者とは関わりが深いかと思うので、できれば27年度のフォローの所に、例えば地域包括支援センターの機能とかケアマネの機能等入れてもらえれば、もっと連携がとりやすいのではないかと思う。

(成澤課長)

・1年後のフォローアップ研修においても意見をいただきながら、研修を充実していきたいと考えている。

(河村委員)

・前回林崎委員が言っていた認知症や障がい者の理解という部分で、市民に対する高齢者や障がいのある方の理解、精神障がい者や発達障害等を理解する上でのカリキュラムを考えた方が良いかと思ったが、それは変更することはできないというので、利用する

人の理解をどのように考えるか。

(成澤課長)

・自治体担当の研修の中で、2/20の施設訪問というのもあるので、高齢者の施設、障がいに関連施設に訪問させてもらい、話を伺うことができるのかな、と考えている。ここにいる方で関連施設の関係者には、よろしく頼みたい。

・フォローアップ研修だが、講師を呼んでの講話の他に、事例の紹介や事例検討会の参加等も考えている。その際にも講師として協力いただくこともあるかも知れないので、よろしく願いたい。

(4) 今後のスケジュールについて

(成澤課長) (別紙資料のとおり説明)

(所委員)

・カリキュラムの内容をみても詰め込みで、私たちケアマネ連協も結構詰め込みで、実際実務に入るとどうだったかな、というところが結構あるので、その中できちんとフォローアップがしてもらえる、応援してもらえる実施機関があるということは心強いと思う。

(成澤課長)

・テキストはもう届いているが、研修を受ける人はこの厚みにびっくりするのでは、と思っている。この日程ですべて吸収できるわけではないし、すべて覚えきれものではないと思っている。しっかりとフォローアップし、復習していけるような研修を続けていければと思う。

(岩崎委員長)

・ある意味知識吸収だけではなく、実際事例検討したり、意見交換したりということですね。どういうふうに組み込めるかですね。

(小長井委員)

・フォローアップ研修だが、後見の研修を受けた方が義務で受けるのか、それとも受講者が自分たちの知識をさらにアップさせるために自分たちが任意で受けるのか。研修の立ち位置はしっかりしていた方がいいと思うが。個人的には、この研修内容では足りないところがあるので、(フォローアップ研修は)なるべく受けてもらうような方向で考えていただきたい。

(成澤課長)

・私どもも同じように考えている。フォローアップ研修は必修ということで、今回の養成研修を受講した方は全員受講していただくことを考えている。

(5) その他

(岡オブザーバー)

・後見実施機関で、成年後見制度利用の相談からというところがあったが、具体的には、認知症の方が相談に行って、どのような申立のサポートをするのか。市民後見人のバックアップの他の事業は、どのようなイメージなのか。

(成澤課長)

・まだ決まっているものは何もないが、できれば、相談に見えた方が親族としてあるいは本人が申立をしたいという場合に、申立の支援もできればいいかと考えている。

(平井副委員長)

・後見実施機関については、非常に重要なことで、それがないと研修を受けても、他の町でやっても実績が上がらないのは受け皿がないからだと思う。これはしっかりしたものを作らなければと思う。今のような相談に対応できる人となると、ノウハウを持った人を社協がかかえてやっていかないとうまくいかない。人を雇うということは金がかかることだから、いつ始めるかわからないが、すぐ雇うとなると経済的な問題があるので、おそらく補正予算が組上がって、いつから始めると決めて、いろいろ逆算してお金の計算ができないとできない話だと思うが、なるべくその議論は、来年度の早いうちから準備を始めないと、急にやってできることではない。

小樽を視察に行ったときの小樽市の方も、あとから思ったように人もお金も足りないと予算要求し、大分苦労したと。今も苦労していると言っていた。なので、事務的なことも含めて議論してやる必要があると思う。

(成澤課長)

・今後予算要求という課程があるので、しっかりと協議をしながら体制を作っていくように考えている。

(岩崎委員長)

・それでは、本日の議事はこれで終了した。また、本検討委員会もこれで終了となる。委員の皆さんこれまで御協力と貴重な御意見ありがとうございました。

4 閉会の挨拶